

笛吹市景観計画 第3回策定委員会議事録

1. 開催日時：平成23年9月28日（水）15：00～16：40

2. 開催場所：笛吹市役所 本庁舎 3階 第1会議室

3. 議 題

- 景観形成推進ゾーンの方針（修正確認）
- 良好な景観形成の誘導に向けて
- 景観資源等の魅力を高めるために

4. 出席者

出席委員：12名、欠席委員：5名、事務局、コンサルタント

5. 審議内容

(1) 景観形成推進ゾーンの方針について

- 資料に基づいて、「景観形成推進ゾーンの方針」について修正内容の説明を行った。
(説明：事務局)

「③笛吹川水辺ゾーン」の内容を見ると、八代ふるさと公園のことにはまったく触れていない。

- ・八代ふるさと公園周辺は、本市にとって極めて重要な歴史ゾーンである。

(事務局)

- ・「③八代ふるさと公園～四ッ沢川周辺ゾーン」は、景観形成に特に力を入れる「景観形成推進ゾーン」として選定している。「景観形成推進ゾーンの候補」で記述しているゾーンは、今後「景観形成推進ゾーン」となる候補を選定しているものであり、1段階下の位置づけである。

(委員)

- ・「景観形成推進ゾーンの候補」で選定されているものは、「景観形成推進ゾーン」で選定されているゾーンの、次に位置付けられているものということか。

(事務局)

- ・そうである。
- ・「景観形成推進ゾーン」と「景観形成推進ゾーンの候補」という考え方である。

(委員)

- ・この項目について、私は次のように理解した。
- ・まず「景観形成推進ゾーン」を整備する。この「景観形成推進ゾーン」以外に重要なところがあるとすればどこかということで、候補として9ヶ所のゾーンを選定している。
- ・候補として挙げた9ヶ所については、どのように整備するかといったことはこれからの問題である。
- ・我々は、まず8ヶ所の「景観形成推進ゾーン」について考えていけばいい。
- ・「景観形成推進ゾーン」と「景観形成推進ゾーンの候補」にはそうした違いがある。

(事務局)

- ・今言われたとおり「景観形成推進ゾーン」と「景観形成推進ゾーンの候補」に分けている。

(委員長)

- ・「景観形成推進ゾーンの候補」の項目に記述してある5行の文章が、すこしわかりにくいのではないかと思います。
- ・「選定」と「候補」の違いを少し説明しないとわかりにくいかもしれない。

(事務局)

- ・文章を検討したいと思う。

(委員長)

- ・「景観形成推進ゾーン」と「準景観形成推進ゾーン」というような書き方もあると思う。

(事務局)

- ・ランクをつくる方がいいかどうかという問題もある。

(委員長)

- ・文章で少し説明してもらった方がいいと思う。

(2) 良好な景観形成の誘導に向けて

- 資料に基づいて、「良好な景観形成の誘導に向けて」について説明を行った。(説明：事務局)

(委員長)

- ・すこし補足したいと思う。
- ・まず、図のように市域を3つの地域に分けている。色の薄い部分の規制が緩く、色が濃い山に向かうにしたがって規制が強くなっていく。
- ・具体的な規制の方法について、届出対象行為についての記述がある。これに該当するものは市に届出をしてもらうことになる。
- ・届出をしてもらったものについての判断の基準である景観形成基準が記述してある。
- ・例えば13m以上の建物について届出が出された時に、景観形成基準の外観の規模の項目に「高さは20m以下」という基準がある。これは、樹園居住景観形成地域の基準である。高さについては、20m以下であれば可であるが、20m以上はだめだということになる。
- ・どういうものの届出が必要かということと、届けられたものを判断する基準が決められている。
- ・同様に、山麓・山間景観形成地域の内容が記述されている。
- ・3地域バラバラだと見にくいので、一覧表にまとめたA3の資料が配布されている。
- ・A3の資料を見ると、届出対象となる建物の高さは、樹園居住景観形成地域では13mを超えるもの、山麓・山間景観形成地域では10mを超えるもの、森林景観形成地域は高さには関係なく床面積10㎡以上の建物は全てという内容になっている。
- ・景観形成基準について、建物の高さの基準は、樹園居住景観形成地域では20m以下、山麓・山間景観形成地域では15m以下、森林景観形成地域では13m以下という基準になっている。20mというとだいたい7階建て程度である。15mは5階建て、13mは4階建て程度である。ただし屋根の形状によっては、3階建て程度というようになってくる。
- ・色彩について、樹園居住景観形成地域には数値基準はなく、「できるだけ調和させて下さい」という内容である。山麓・山間景観形成地域と森林景観形成地域についてはマンセル値による数値基準がある。
- ・正解がない内容なので、なかなか判断が難しく、感覚的に緩いのではないかと、きついのではないかと議論しかできないと思う。

- ・春日居町でマンション問題があったが、笛吹市ではそれに対して具体的に条例等はない状況である。
- ・まずは、緩やかな規制からスタートしようという内容だと思う。

(委員)

- ・資料を見たり、説明を聞いたりして、市域を3つに分けて規制していくということがわかった。
- ・樹園居住景観形成地域、山麓・山間景観形成地域、森林景観形成地域のそれぞれに規制の内容が決められている。
- ・私は、資料の内容のような規制でいいのではないかと思う。
- ・当然、先進地の条例を参考にしながらつくっていると思う。
- ・高さがどうかといったことは、素人にはわからないが、ゾーンごとに規制の内容をわけるのはいいと思う。
- ・ただし、現状で基準に適合していないものについては認めざるを得ないのではないかと思う。

(事務局)

- ・いわゆる既存不適格と言われる建物も、当然出てくると思う。
- ・それを、「すぐに直してくれ」とはなかなか言うわけにはいかない。
- ・今後建替える時、改修する時に協力をお願いすることになると思う。
- ・その場で直していくということは、ちょっと難しいと考えている。
- ・一歩進んだ場所（景観形成推進ゾーン）については、今後、重点地区に指定し、別途基準を考えていかなければならないと思っている。

(委員)

- ・建物の高さは平均地盤面からの高さと考えていいのか。

(事務局)

- ・そうである。
- ・2 m、3 mと盛土をしたらそこからということではなく、いまある地盤からの高さという考え方である。

(委員)

- ・傾斜地に建つ建物の場合には、下の地盤面からなのか、上の地盤面からなのかということがある。
- ・建物を建てる方から言えば、高い方の地盤面からにしたいということが出てくると思う。
- ・森林景観形成地域の届出対象行為は、「行為部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの」となっている。10㎡は6畳1間程度の規模だが、これは建築基準法の10㎡からきているのか。

(事務局)

- ・建築基準法にある10㎡になっている。

(委員)

- ・森林地域は都市計画区域外なので、そもそも確認申請のいらない地域である。
- ・都市計画区域の地図を照合していくことも必要だと思う。

(事務局)

- ・図の赤線の範囲が都市計画区域である。
- ・図の平等川という文字の下を図の右から左に真横に通っているのが甲府バイパスである。
- ・丘陵山林地端部という文字の右側から重川まで走っているのが農免道路である。
- ・境川という文字の右側から山間部を走っているのが第2農免である。

- ・その道路を参考に図を見てもらえば、だいたいの感じが理解してもらえるのではないかと思う。

(委員)

- ・マンセル表色系の図がコピーなのでよくわからない。実際にはもっと鮮やかな色だと思う。
- ・委員全員に渡さなくてもいいが、サンプルで、こんな範囲であるというものを廻して見せてないと良くないと思う。
- ・資料が良くない。これではわからない。

(委員長)

- ・このA3の資料の内容は計画書には入るのか。

(事務局)

- ・いまのところ入れるつもりはない。委員会資料と考えている。

(事務局)

- ・次回、景観形成地域の区分のラインについて、大まかな案を示す予定である。
- ・マンセル値の資料についても、全員に配ることは難しいかもしれないが、委員の皆さんが見てわかるようなものを用意したいと思う。

(委員)

- ・届出の流れが記述してある。様々な行為が行われるなかで、当然違法行為も出てくると思う。
- ・監視体制といったものはどう考えているのか。

(事務局)

- ・現在、県主催で市も協力する中で、年1回巡回を行い、屋外広告物の指導等を行っている。
- ・そのような機会を設けることも、当然必要になってくると思う。
- ・景観条例に基づいて審査をするということ自体が、そのまま指導になると考えている。

(委員)

- ・県にも景観条例がある。
- ・県の景観条例によっても届出が必要なものが出てくるのではないか。

(委員)

- ・市町村が景観法に基づく景観計画を定めた時には、県の景観条例の対象から外れることになる。
- ・県の条例と市の条例が二重にかかることはない。

(事務局)

- ・市で景観計画を策定し、景観条例を制定すると、景観行政に関して県から権限の委譲を受け、すべて市で責任を持って進めていくことになる。

(委員長)

- ・「(①と同じ)」という記述があるが、これはどういう意味か。

(事務局)

- ・間違いである。

(委員)

- ・樹園居住景観形成地域の内容と同じということだと思う。

(事務局)

- ・間違いであるので訂正したいと思う。

(事務局)

- ・表現も含めて訂正したいと思う。

(委員長)

- ・「電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類」の景観形成基準には高さの基準がないというところでいいのか。

(事務局)

- ・いまのところそういう形を考えている。
- ・東京電力の送電線の問題もここではかかってくる。
- ・現状ではそこまで規制することは難しいということも考え、このような内容としている。
- ・ただし、重点地区を設定した場合には、東電やNTTにも協力をしてもらおうということも考えられる。

(委員長)

- ・石和で区画整理が進んでおり、高い電柱も立っているように思う。どのくらいの高さの電柱が立っているのか。

(事務局)

- ・一番高いもので16m程度である。基本的には15m以下である。

(委員長)

- ・15mを超えている電柱は建築基準法の対象になると思う。

(事務局)

- ・県の景観条例に大規模行為というものがあり、15m以上のものについては大規模行為の届出が必要となる。
- ・現在、東電やNTTで立てている電柱は、14.9mといったものが多くなっている。
- ・市では、どこに何基あるといったものを把握するために、対象規模以下のものについても届出のお願いをしている状況である。

(委員長)

- ・他市町村の景観計画では、高さの数値基準を設けておらず、ただ「調和する」という表現のところも多い。
- ・この景観計画では、可能な範囲で数値基準が設定されていると思う。
- ・色彩の基準は、全国の事例にくらべ平均的なものより少し厳しいくらいの内容だと思う。
- ・自然の石や木肌のマンセル値がYR～Rで4以下である。自然素材の色程度を中心にして、それ以外の色は大きな面積は避けるという内容だと思う。
- ・妥当なところではないかを感じる。

(3) 景観資源等の魅力を高めるために

- 資料に基づいて、「景観資源等の魅力を高めるために」について説明を行った。(説明：事務局)

(委員長)

- ・先ほど説明のあった第4章の内容は、区域ごとに決めてある一定の基準を超えるものは排除していこうという内容であった。
- ・第5章は、もう少し細かな個別のものに対して、規制をつくる。また規制だけでなく、保全したり、支援していくという内容も盛り込まれている。
- ・景観重要公共施設は、公共側が進めていく内容である。道路や河川のうち重要なものを指定して、道路であれば道路の部分だけを白いガードレールやアスファルト舗装といったことではなく、景観的にレベルの高いものにしていこうという内容である。

- ・沿道については含まれないので、ある道路を景観重要道路に指定したら、次の段階として沿道を景観形成推進ゾーンに指定して沿道の景観づくりも頑張っていくということになると思う。
- ・景観重要建造物や景観重要樹木は、個人の住宅や個人の持っている樹木も対象になってくる。指定をするとその建物を壊したり、伐採したりすることに対して制限がかかってくる。しかし、相続をする時に優遇措置があったり、普段の維持などに支援が出るようになる。
- ・屋外広告物は景観上かなり重要である。計画でも取り上げて、今後具体的な制度をつくっていかうという内容である。
- ・屋外広告物の規制の内容は、現在は県がつくっている。当面はその内容を運用していくことになるが、将来的には市独自のものを検討しようという内容である。
- ・樹園景観の維持・向上について、石垣の景観が非常に美しい農村があるが石垣の維持がなかなか難しいということがあれば、景観農業振興地域整備計画というものをつくって、石垣の維持をしたいということを明記すると、それに対していろいろな補助をつけることができるという制度である。
- ・笛吹市独自で定める内容として眺望景観の保全・創出と文化的景観の保全・創出が盛り込まれている。

(委員)

- ・文化的景観の保全・創出の項目では、芦川地区が取り上げられているが、芦川地区ひとつに絞らんだということか。

(事務局)

- ・これはあくまでも例として取り上げているものである。
- ・次の段階として、今後立ち上げる予定の笛吹市景観審議会の中で、景観的に重要なエリアの景観保全の方策について検討していきたいと考えている。
- ・現段階として、文化的景観の保全・創出に向けた取り組みを進めていくということで計画に盛り込んでいる。

(委員)

- ・中身については今後検討していくということか。

(事務局)

- ・そうである。

(委員)

- ・芦川地区は江戸時代の慶長初期に家が建てはじめられた。約 500 年の歴史ということになる。
- ・芦川地区は全体的な調査が終わり、伝統的建造物群保存地区の指定に向けて取り組んでいる。
- ・伝統的建造物保存地区は、笛吹市で認定して文化庁に申請を出すと、国で重要伝統的建造物群保存地区に選定してもらえる。
- ・笛吹市は「甲斐国千年の都」であるが、芦川地区の歴史は 500 年である。
- ・千年の都として、8 世紀に建てられた国分寺や国分尼寺、春日居地区には寺本廃寺がある。
- ・国分寺・国分尼寺は国の史跡である。寺本廃寺は県の史跡であるが、現在国と話をしており、近いうちに国の史跡になる見込みである。
- ・もっと古い 1500 年～1600 年前のものとして、岡銚子塚古墳や竜塚古墳があり、両方とも県の史跡になっている。
- ・国では「広域的に御坂の姥塚古墳を含めて、その時代に豪族が埋葬されたお墓について、歴史ストーリーと歴史的景観をしっかりとつくりあげて下さい」という話を

している。そうすれば、全体を国の史跡として認めるということである。

- ・文化的・歴史的景観の中で、1500年～1600年前の史跡がこういうように展開しているということが重要である。広域的なものが求められている。
- ・千年の都を語る以上、笛吹市が抱えているすごい歴史を例として載せてもらいたい。

(事務局)

- ・計画書の中では、景観形成推進ゾーン全体を対象に、眺望景観、文化的景観のことを記述していると理解してもらいたい。

(事務局)

- ・さきほどの意見は、芦川もいいが500年しか歴史がないということだと思う。
- ・歴史が1000年あるものも例として載せてはどうかということだと思う。

(事務局)

- ・計画書の中に記述してあるものは、当然、眺望景観、文化的景観の部分にも取り込まれるということで理解してもらいたい。

(委員)

- ・一般の市民の方が見た時に、笛吹市の文化的景観はこれというふうに理解してしまう。

(事務局)

- ・文化的景観の制度は、平成16年に景観法ができた時に、文化財保護法も改正になりできたものである。
- ・文化的景観は、しっかりと定義された景観である。
- ・どういうものが文化的景観かということ、人々の人的な行為が作り出してきた風景である。
- ・文化的景観として、全国に事例が多いのは棚田の風景である。
- ・風景も文化財として認めようというものである。
- ・定義に沿ったものでないと、文化的景観とは呼べない。
- ・歴史が古いとか、文化的価値があるということとは、一線を画した制度である。
- ・あくまで、人為的にできてきた景観を言っている。
- ・その定義に照らし合わせて笛吹市を見てみた時に、有力候補としては芦川地区の農山村景観と桃源郷の風景がある。これらは全国的にみても他にないものである。
- ・この2つが筆頭にあがってくるものであり、例示としてはこの2つだと考えている。
- ・歴史的景観とは別のものである。
- ・現在、芦川地区では、伝建地区の指定に向けて、市として鋭意努力されているところである。
- ・伝建地区の場合は建物など一つ一つ個別のものが対象になり、風景としての保全を対象としているものではない。
- ・まずは、伝建地区の指定を進めてもらうということでもいいと思うが、景観の観点からいうと、全体の景観を文化的景観として保全をしていくといいと思う。そうすればさまざまな補助制度も活用することができる。
- ・建物等の古いものを残していくということは、住まわれている方にとっては不便をかける点もある。そのため、このような文化的景観の制度も活用してはどうかということで、芦川地区の農山村景観と桃源郷の風景の2つを例示させてもらった。

(委員)

- ・「文化的景観」としてしまふからおかしくなるのではないか。「文化的・歴史的景観」としてはどうか。
- ・歴史というものの景観がある。

- ・例えば、八代の丘陵部からは甲府盆地が一望できる。なぜあそこに古墳をつくったのかということがある。地域の豪族が、広域的に広い範囲から見える位置に、前方後円墳全体が見えるように丘陵の最先端につくっている。そういう景観は市にとって極めて重要である。
- ・伝建地区と文化的景観はもちろん違うが、そうであれば、3番目の項目として歴史的景観についての記述を入れてもらえるといいと思う。

(委員長)

- ・第5章では、景観法の枠組みのなかでできることを記述していると思う。そのため、歴史的景観については、なかなかここに入れにくいということがあると思う。
- ・第5章⁵では笛吹市独自で定めるものとして、眺望と文化的景観を取り上げている。
- ・例えば、(3)として歴史まちづくり法との関係を取り上げてはどうかと思う。

(事務局)

- ・検討してみたいと思う。

(委員長)

- ・文化的景観の項目に歴史的景観の内容を入れてしまうと、文化庁でやっている文化的景観の内容と少し違ってくる。
- ・(3)を新たにつくり歴史まちづくり法を取り上げることをぜひ検討してもらいたい。
- ・笛吹市独自で定める事項について、甲斐国千年の都という視点からだと少し弱い印象を受ける。

(委員)

- ・芦川地区がだめだと言っている訳ではない。極めて重要な地区である。
- ・笛吹市の文化的景観、歴史的景観の層が厚いということを盛り込んでもらいたい。

(委員)

- ・「文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物に指定されたものについては、指定の対象から除外する」と書いてある。
- ・国も県も市も一生懸命進めている状況だが、重要文化財や県指定の史跡の現状を見てみると、整備が遅々として進まない状況である。
- ・重要文化財等が、樹園居住景観形成地域の中にある。
- ・重要文化財の周辺については景観形成推進ゾーンの指定をしてもらえれば、文化財の整備とタイアップして進めていけるのではないかなと思う。
- ・景観形成の観点からは、文化財の周辺についても考えながら進めていく必要がある。

(事務局)

- ・文化財に指定されているものは、厳格に現状保存の規制がかけられている。
- ・景観重要建造物、景観重要樹木は、景観法のなかで定められている、文化財よりはもう少し緩やかな制度である。
- ・そのため厳格な規制が行われている文化財に対して、重複して指定しても意味がないため、指定の対象から除外されているものである。
- ・井上委員の意見は、文化財の周辺についても何らかの制度を使って保全していく必要があるのではないかなという内容だと思うが、そちらについては、本日の最初の議題で説明した景観形成推進ゾーンの指定をして、基準の上乗せなどを検討していくことになると思う。

(委員)

- ・岡銚子塚古墳は県の史跡の指定がされている。しかしその脇にはなんの指定もされていない地域がある。
- ・そういった場所に建物を建てられてしまうと、文化財自体の歴史的景観がだめになっ

てしまう。

- ・甲府盆地が一望でき、甲府盆地からも見える岡銚子塚古墳の正面に2階建ての建物が建つといったことになると、台無しになってしまう。そのため、市でその土地を買い上げたということがある。そこには二度と建物が建たないように処置をした。
- ・しかし、岡銚子塚古墳の周りにはまだ民地がある。いつ建てられるかわからない。
- ・文化財保護法で指定がかけられない場所がある。歴史的景観・文化的景観というもので、そういう場所を規制しないと、何が建てられるかわからない。

(事務局)

- ・委員の意見の通りだと思う。
- ・現段階として、まずは全市的な基準を定めている。そのなかでは「神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠・色彩及び材料を工夫し、違和感を与えないよう配慮する」という基準を盛り込んでいる。
- ・しかし、具体的に高さや色彩の基準が定められている訳ではない。
- ・次の段階で、重点的に景観形成を図っていくエリアを定めて、基準の上乗せ等を検討していくということになると思う。

(委員)

- ・私は笛吹市文化財審議会を代表して参加している立場なので、こういう意見を言わせてもらった。

(委員長)

- ・笛吹市独自で定めるものの中で、眺望景観の保全・創出に向けてということがしっかりと謳われている。これは、県内の市町村ではどこでも重要な内容だと思うが、なかなかそこまで至っていないという状況である。そういった中でこの項目を入れてもらったということは非常に心強い。
- ・単に高い展望台から山を見るということではなくて、歴史的な遺跡があったときに、その背景としての眺望のことも記述してもらえるといいと思う。
- ・後ろに山があって、その前に歴史的な神社があるという「関係」が非常に重要である。
- ・その間に何かが入ってしまったら、山が崩れてしまうと、価値が下がる。
- ・歴史的な視点を眺望の中に入れるということが一つである。
- ・眺望が選定されたら次に何をするかということが書いてあるが、眺望場所の整備と周りの建物については行為の制限事項に書いてあることをやるという内容に留まっている。
- ・もう少し積極的に言えば、眺望が大事な場所を選定し、その大事な場所と見えるものの関係がはっきりしたら、その間の建物についてはもう少し上乗せ規制を検討するといったところまで入り込んでもらえると、先ほどの谷口委員の意見が実現していくのではないかと思う。
- ・実際にはかなり厳しい内容ではあると思う。
- ・富士宮では富士山の眺望について頑張って取り組んできているが、なかなか実現していない。道路で区切ってこの範囲ということなら簡単だが、規制が難しい。
- ・ここは低い、ここは高いということになると、内容が煩雑になってしまい難しい。
- ・難しいことは十分わかっているが、検討してもらえればと思う。

(委員)

- ・景観法に基づく景観計画ということになると、皆さん興味があるので規制といったことが議論の中心になる。
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画をつくったり、文化的景観に指

定されれば、保全もしなければならぬが、そのかわりに、極論すれば耕作放棄地のぶどう棚や桃畑といったところにも補助ができる。

- ・このような会議では皆さんの意識が高いので「やっていこう」ということになるが、計画の内容をパブコメにかけて、計画が策定される段階で反対が出たりすることもある。
- ・実際に住民の皆さんを巻き込んで何かやろうとした時に、「規制ばかりじゃないか」という話になってしまう。
- ・「こんなこともできるんですよ」ということを書いてもらいたいと思う。
- ・県の立場から言うと、「景観上重要な公共施設について」が2ページでさらっとまとめている部分が気になる。
- ・一つ一つの公共施設の内容については、115 ページに記述してある「(仮称) 笛吹市公共施設デザインガイドライン」や「(仮称) 笛吹市サイン計画」といったものとリンクしていく内容であるので、もう少し先の話になってしまうのかもしれないが、せめて道路はこうしたい、河川はこうしたいといった大まかな話を市民に提示してはどうかと思う。
- ・公共施設ガイドラインやサイン計画ということになると1年2年先になってしまうが、行政としてできることをどんどん書き込んでいくべきではないかと思う。
- ・公共施設について、笛吹市がやるものは市の意識が高ければ簡単にできる。しかし、県がやるもの、国がやるものがある。
- ・市が景観計画に景観重要公共施設として位置付けて、こうやりたいんだというものに対しては、県として全面的に協力していく。また、国の公共施設に対する整備方針を市が示した時には、間に立って調整をやっていく準備がある。
- ・ぜひ、「景観上重要な公共施設等について」の項目を肉厚にしてもらえないかなと思う。

(委員長)

- ・具体的に何をやるのかが、一般の方には見えにくい。
- ・県内の道路を景観整備した例の写真などを入れてもいいのではないかと思う。

(委員)

- ・景観計画をつくる段階で、国道20号をどうする、県道〇〇線をどうするという個別の話はしにくいと思うが、山中湖村の景観計画では、国の施設である国道139号線について、こういう整備をしていくという方針を既に書き込んでいる。
- ・スケジュールの問題もあるかもしれないが、そういった部分についても少し議論してもらい計画に書き込んでもらえればと思う。

(委員長)

- ・もう少し具体的な例が入ってくると一般の人にはわかりやすいと思う。

(事務局)

- ・いまここでは、検討するとしてしか答えられない。
- ・こういった場合にはこういう補助金がある、こういう支援ができるといったことを、県から市へも教えていたければと思う。
- ・力強い言葉を頂いたので、今後とも協力をお願いしたいと思う。

(委員)

- ・こうやってもらいたいと書き込んでもらえればと思う。

(委員長)

- ・景観重要公共施設(例)を見ると、ほとんどが県が管理している道路や河川である。

(委員)

- ・現在、国指定史跡の整備が進んでいる。また重要文化財についても整備が進んでい

- る。職員がプレハブに泊り込んで作業を進めている。
- ・しかし、文化財の周りが全然だめだなという印象を受ける。
 - ・これでは、市民が感動したり感激したりしない。いいなという感じがしない。観光客はなおさらである。
 - ・まわりも整備しなければだめである。
 - ・8つの景観形成推進ゾーンの中には入っているが、重点ゾーンに指定してもらい整備をした方がいいのではないかと思う。国の事業に対して市としてもフォローした方がいいのではないか。そうすれば、より整備される。
 - ・文化的景観の意味が少し書いてある。一般的な感覚で文化的という文化財というイメージが強い。一般の人が見た時に理解をしてもらえるかということが心配である。もう少し説明を付け加えた方がいいのではないかと感じる。
 - ・整備中の史跡の周りを見ると、史跡周辺は整備がなされていない。この部分については市で整備をフォローした方がいい。

(委員長)

- ・景観形成推進ゾーンに重要な場所が入っていないということではなくて、ここがそうであればいいという意見か。

(委員)

- ・景観形成推進ゾーンには入っている。
- ・入っているので、重点地域を指定する時には、史跡等の問題も勘案してもらった方がいいという意見である。

(事務局)

- ・大変難しい意見をもらった。
- ・検討させてもらうという回答とさせてもらいたい。
- ・市全体の景観を守るためには必要なことだと理解している。
- ・市民全員のコンセンサスを得るには若干の問題もあるかと思う。

(委員)

- ・国の文化財の指定地は、史跡の遺構の範囲だけである。
- ・遺跡がなぜそこにあるのかという理由や背景がある。しかし、その部分は文化財には指定されない。
- ・景観法に基づく範囲を指定し、この部分は国の文化財に指定されているので除外するというように、文化財を包んでいる部分の基準をつくった方がいいのではないかと思う。

(委員長)

- ・まさに、そういう意図を持って景観形成推進ゾーンが定められているということだと思う。
- ・芦川地区についても、建物だけではなく全体を保全しようということである。
- ・しかし、それを実際に実現させるためには、規制だけでは不十分である。
- ・推進ゾーンの民間の建物をどのくらい規制するかということは難しい問題である。
- ・地区の住民と合意形成を図りながら、具体的につくっていくのが次の段階で必要になってくると思う。
- ・その内容が第6章で書かれることになると思う。

(事務局)

- ・市では、芦川地区の景観条例を制定した。
- ・芦川地区に出向き、地域の皆さんと話したが、新たに来る者に対しては守りたい、しかし、いま生活している人たちがしたいことはできれば容認してもらいたいとい

う意見であった。

- ・地域に住む人たちのコンセンサスを得るということが本当に大事であるということは、十分に痛感している。
- ・現段階で意見をすべて受け入れるということは難しいので、検討させてもらいたい。

(事務局)

- ・さきほど委員から意見のあった甲斐国分寺跡・国分尼寺周辺は、景観形成推進ゾーンに選定されている。
- ・しかし、規制などの項目を定めていくためには、しっかりとエリアを設定しないと運用していくことができない。
- ・今後、そのエリアを景観形成重点地区として定め、重点的な取り組みを進めていくということを計画で位置づけている。
- ・ここは重要な場所だというコンセンサスが得られたら、順次できるところから重点地区に指定していこうということである。そのときには区域をしっかりと決めることになる。
- ・そのときに文化財の範囲ではなくて、周辺の景観として重要な部分を指定していくという視点を持って進めていけば、何ら問題はないと考えている。
- ・そういう形でよろしいか。

(委員)

- ・いいと思う。

(委員長)

- ・文化的景観も定義があいまいでわかりにくい部分がある。もう少しわかりやすい説明を加えてもらえればと思う。
- ・この会議はあと何回開催する予定か。

(事務局)

- ・あと1回開催する予定である。

(委員長)

- ・次回、第6章と計画全体について検討することになる。
- ・計画全体を眺めてもらい、まだ修正もできるので意見をお願いしたい。
- ・資料を早めに送ってもらい、委員の皆さんには忙しいと思うが目を通しておいてもらえればと思う。

(委員)

- ・樹園居住景観形成地域の方針の中に「賑わいや楽しさを演出するデザインを工夫する」とあるが、ただこう書くと、なんでもありというように読める。例えば「上品な中にも」と加えるなど、少し検討してもらえればと思う。
- ・図「市全域」と「景観形成重点地区」の2本立てによる行為の制限」の中に、「市全体の行為の制限事項」とあるが、市全域を対象としたものではなく3つの地域ごとのものだと思う。すこし書き方が違うのではないかと感じる。

(事務局)

- ・本日説明したのが、「市全体の行為の制限事項」である。
- ・景観形成重点地区に指定されれば、そこはゾーンごとの独自の上乗せ基準を検討していくという内容である。

(委員)

- ・次のページを見ると3つの地域に分かれているので、読んでいて「あれ」と思う。
- ・「市全体（3地域）」というように記述しておかないとわかりにくい。

(事務局)

- ・その2点については修正したいと思う。

(委員)

- ・計画を通して読んでいて、最初8つのゾーンで方針を立てていて、次に3つのゾーンになっている。そのつながりがわかるといいと思う。

(委員長)

- ・説明書きを少し工夫してもらえればと思う。
- ・もう一度計画全体を通して読んでもらおうと、この表現でいいのかという部分出てくるかもしれない。

(事務局)

- ・表現等について具体的な意見があれば、個別でも構わないのでまちづくり整備課に連絡してもらえればと思う。

(委員長)

- ・できれば次回の会議ではなくて、その前に連絡してもらえればと思う。

(事務局)

- ・個々の表現については、会議の席ではなくて個別に連絡を頂ければありがたいと思うのでよろしくお願ひしたい。